

【イタリア】個人データ保護法典等の改正

海外立法情報課 芦田 淳

* 2018年8月、個人データ保護法典等の国内法をEU一般データ保護規則に適応させるとともに、個人データ保護に関するイタリア独自の規制を含む立法命令が制定された。

1 改正の経緯

2018年8月、政府は、EU一般データ保護規則（GDPR）¹の適用を踏まえ、2003年立法命令第196号「個人データの保護に関する法典」（以下「2003年命令」）²の改正等を行う2018年立法命令第101号「個人データの取扱いと関連する自然人の保護に関し、及びそのデータの自由な移転に関し、並びに指令95/46/ECを廃止する欧州議会及び理事会の2016年4月27日の規則（EU）2016/679（一般データ保護規則）の規定に国内法を適応させるための規定」（以下「2018年命令」）³を制定した。立法命令とは、法律の定める一定の原則及び指針の下に、政府が制定することを委任された、法律と同等の効力を有する命令である。2018年命令の場合、2017年法律第163号「EU指令の受容及びEUのその他の措置の実施のための政府への委任—2016-2017年欧州委任立法」⁴が、GDPRの適用が2018年5月25日であることを踏まえ、同月21日までに所要の立法命令を制定するよう政府に委任していた。しかし、立法命令原案の作成が遅延したことから、当該期限が3か月延期され、今回の制定に至ったものである。

2 2018年命令の構成等

2018年命令は、全6部27か条から成り、施行日は、2018年9月19日とされた。その第1部は2003年命令の題名と前文の改正、また、第2部から第4部はそれぞれ2003年命令第1部から第3部の改正を行うものである。2003年命令第1部は一般原則やデータ主体の権利等を定めた「一般規定」、同第2部は司法機関や警察等の「特定部門に関する規定」、同第3部は監督機関等について定めた「データ主体の保護及び罰則」という構成になっていた。このほか、2018年命令第5部は、民事訴訟手続に対する2003年命令の適用について定めた2011年立法命令第150号⁵の一部改正規定であり、2018年命令第6部は経過規定等となっている。

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2018年10月12日である。

¹ 同規則に関しては、島村智子「立法情報【EU】一般データ保護規則（GDPR）の適用開始」『外国の立法』No.276-1, 2018.7, pp.2-5. <http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_11117153_po_02760101.pdf?contentNo=1> 及び個人情報保護委員会「一般データ保護規則の条文」 <<https://www.ppc.go.jp/files/pdf/gdpr-provisions-ja.pdf>> を参照した。

² D.Lgs. 30 giugno 2003, n. 196, Codice in materia di protezione dei dati personali. 以下、法令の条文に関しては、イタリア共和国の法令ポータルサイト（Normattiva website <<http://www.normattiva.it/>>）を参照した。

³ D.Lgs. 10 agosto 2018, n. 101, Disposizioni per l'adeguamento della normativa nazionale alle disposizioni del regolamento (UE) 2016/679 del Parlamento europeo e del Consiglio, del 27 aprile 2016, relativo alla protezione delle persone fisiche con riguardo al trattamento dei dati personali, nonché alla libera circolazione di tali dati e che abroga la direttiva 95/46/CE (regolamento generale sulla protezione dei dati).

⁴ L. 25 ottobre 2017, n. 163, Delega al Governo per il recepimento delle direttive europee e l'attuazione di altri atti dell'Unione europea - Legge di delegazione europea 2016-2017. なお、欧州委任立法とは、EU指令等を受容するために必要な立法命令制定を一括して政府に委任する法律で、原則として年間1～2件制定されるものである。

⁵ 2011年立法命令第150号「2009年6月18日法律第69号第54条に基づく民事審理手続の削減及び簡素化に関する民事訴訟法典の補足規定」（D.Lgs. 1 settembre 2011, n. 150, Disposizioni complementari al codice di procedura civile in materia di riduzione e semplificazione dei procedimenti civili di cognizione, ai sensi dell'articolo 54 della legge 18 giugno 2009, n. 69.）

3 2018年命令による主な独自規制

2018年命令は、包括的に国内法の規定をGDPRに適応させるものであるが、加盟国による規制が可能な一部の項目については、従前の関係規定を元にしたイタリア独自の規制も見られる。

(1) 情報社会サービスの提供に関する子供の同意年齢

情報社会サービス⁶の直接的な提供に関して、同意が可能な年齢を14歳以上と定めた。14歳未満の場合、親権者により同意が与えられる。なお、GDPRは、同意が可能な年齢を原則16歳以上と定める一方、加盟国が13歳以上16歳未満の年齢を設定することを認めていた。

(2) 死者の個人データに関する権利

GDPRは、死者の個人データには適用されない。これに対して、2018年命令は、死者の個人データに関して、利害を有する者又はデータ主体としての死者に対して保護を行う機関が、代理人として又は保護に値する家庭の事情のため、GDPR第15条から第22条に規定する一連の権利（個人データに対するアクセスの権利、訂正の権利、消去の権利等）を行使できると定めた。ただし、当該権利の行使は、法律で禁じられている場合のほか、情報社会サービスの直接的な提供に関しては、死者が書面で明確に禁止していた場合にも、認められない。

(3) 個人データ取得時点における情報提供の例外

GDPRは、個人データ取得時に、当該データの管理者が連絡先等の情報を当該データの主体に提供するよう義務付けた。その例外として、2018年命令は、求職目的の履歴書の自発的な送付について、当該情報の提供は、履歴書受領後「初めての有効な接触」の時点でよいと定めた。

(4) 不正行為に対する刑事罰

GDPRが違反に対して定める制裁金とは別に、2018年命令は、①個人データの不正な取扱い、②大規模に取り扱われる個人データの不正な伝達及び流布、③当該個人データの詐欺的手段による取得、④個人データ保護機関（以下「保護機関」）⁷に対する虚偽申告、⑤保護機関による措置に対する違反、⑥1970年法律第300号第4条第1項及び第8条⁸の違反に対して、刑事罰を設けている。刑事罰は、違反の内容に応じて、懲役等が定められている。

(5) センシティブデータ取扱いの見直し

従来、センシティブデータ（人種・民族、宗教・哲学等に係る信条、政治的意見、政党・労働組合・宗教団体等への所属、健康状態・性生活に関する個人データ）の取扱いには、保護機関の事前許可が必要とされてきた⁹。保護機関は、要求に基づき、一定の管理者又はデータの類型ごとに、取扱方式等を定めた一般的な許可を与えることができた。

2018年命令は、保護機関が、過去の一般的な許可の中でGDPR及び同命令に抵触していない規定を割り出し、必要があればその更新を行うこととした。この割り出し等の措置は、2018年命令の施行後90日以内に意見公募にかけられ、当該公募の結果が出てから60日以内に確定される。GDPRに抵触すると判断された一般的な許可は、当該措置の官報掲載時から失効する。

⁶ 通常は有償で、遠隔地から、電子的手段により、利用者の個別の要求に基づき提供される全てのサービスを指す。

⁷ 個人データ保護のため、1996年に設置された独立の行政機関で、議会により選ばれる4名の構成員から成る。

⁸ 1970年法律第300号「職場における、労働者の自由及び尊厳、労働組合の自由並びに労働組合の活動の保護に関する規定並びに職業紹介に関する規定」(L. 20 maggio 1970, n. 300, Norme sulla tutela della libertà e dignità dei lavoratori, della libertà sindacale e dell'attività sindacale, nei luoghi di lavoro e norme sul collocamento.)の当該条項は、労働者の管理のために使用者がテレビカメラ等の機器を設置する場合には労働組合の代表との事前合意が必要であること、使用者が労働者の政治・宗教・労働組合に関する意見の調査を行ってはならないことを規定している。

⁹ これに対して、GDPRは、センシティブデータに相当するデータ（特別な種類の個人データ）の取扱いを原則として禁止した上で、詳細な例外規定を設けている。